

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月5日
【会社名】	株式会社ジオネクスト
【英訳名】	GEONEXT Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井 克仁
【本店の所在の場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 成瀬 岳史
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 成瀬 岳史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 41,480,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,189,480,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	340個(新株予約権1個につき100,000株)
発行価額の総額	41,480,000円
発行価格	新株予約権1個につき122,000円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.22円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部 東京都台東区蔵前三丁目6番7号
払込期日	平成26年12月26日
割当日	平成26年12月26日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

(注)1. 第三者割当による新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年12月25日開催予定の臨時株主総会において、本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、平成26年11月5日開催の当社取締役会にて決議しております。

2. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	34,000,000株 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100,000株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1個あたり12,200,000円(当社普通株式1株あたり122円)とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,189,480,000円 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の価額(以下「行使価額」という)で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当による場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4)</p> <p>行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本金組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株あたりの発行価格は122円とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成27年1月5日から平成30年1月4日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部 東京都台東区蔵前三丁目6番7号 2. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当該連続する20取引日の最後の取引日から起算して30日以内に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することを決定したときは、取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得日に、本新株予約権1個当たり122,000円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,189,480,000	99,861,500	4,089,618,500

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(41,480,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(4,148,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

登記費用 14,663,100円

有価証券届出書作成費用 500,000円

割当予定先等調査費用 1,000,000円

新株予約権価格算定費用 1,000,000円

第三者委員会費用 3,500,000円

臨時株主総会開催費用 2,000,000円

EVOLUTION総研株式会社(東京都渋谷区渋谷3-29-24、代表取締役 ショーン・ローソン)に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬 77,198,400円

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
I T 関連事業	10	
研究開発費	10	平成27年1月～平成27年6月
再生可能エネルギー事業	1,500	
発電設備開発費	1,500	平成27年1月～平成28年7月
ヘルスケア事業	1,829	
- 1 先端医療関連事業分野	850	
研究開発費用	450	平成27年1月～平成29年10月
医療センター・生産施設建設費	160	平成28年1月～平成28年10月
治験外注費	240	平成27年3月～平成29年10月
- 2 医薬品・サプリメント事業分野	29	
運転資金	29	平成27年1月～平成27年12月
- 3 調剤薬局事業分野	950	
店舗開発費用	950	平成27年1月～平成29年1月
借入金返済	750	平成27年1月～平成29年9月
合計金額	4,089	

当社は平成26年8月1日に第三者割当による新株式発行により資金調達を致しましたが、その際には当社の中期的な資金ニーズを鑑みて、当該第三者割当に加えてノンコミットメント型のライツ・オファリングによる資金調達を検討しておりました。しかしながら、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを取り巻く環境の変化により、当社の現状ではノンコミットメント型を同時に実行するには時間を要すると判断し、当社は一刻も早く事業を進展させるべく、第三者割当による新株式の発行を先行実施いたしました。その間、ライツ・オファリングの代替となる資金調達手段を模索してまいりましたが、平成26年9月に、割当予定先であるEVO FUNDに当社の現状及び事業計画、資金ニーズをご理解いただき、本資金調達にご協力いただくこととなりました。

当社は、本件増資により調達する手取資金につきましては、重点的に再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業に対する事業資金及び設備投資資金として充当する予定であります。本件増資は新株予約権という性格上、一時期に全資金を調達できるとは限りません。従いまして、資金使途には優先順位があり、その優先順位は、(1)再生可能エネルギー事業における発電設備開発費、(2)ヘルスケア事業内の調剤薬局事業分野の店舗開発費用、(3)ヘルスケア事業内の先端医療関連事業分野での研究開発費及び治験外注費、(4)同事業分野での医療センター・生産設備建設費、(5)医薬品・サプリメント事業分野での運転資金、(6)I T 関連事業の研究開発費であり、各事業における具体的な資金使途は以下のようになります。なお、当社の常勤の役職員(除く監査役)は本有価証券届出書提出日現在で17名、平成27年1月末には21名を予定しておりますが、各事業を推進するにあたっては常勤職員の雇用のほか、非正規雇用社員の活用、協力会社の活用、他社への業務委託などを活用してまいります。本件増資により調達する資金は支出予定時期が長期に渡りますので、実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

I T 関連事業

今後、ネットワーク・インフラの高速化とハードウェアの性能向上に伴い、大容量のデータが様々なハードウェア間で流通し、その大容量データのひとつが映像コンテンツであると予想されます。こうした状況下、当社におきましてはハードウェアの性能と映像コンテンツの品質を100%引き出すための高品質なソフトウェア技術が必要になると予想しており、前回増資で調達した資金のうち約30万円を充当して映像処理に特化したソフトウェア技術の研究開発を行っておりますが、当初見込みよりもそれらの費用が超過する見込みとなりましたので、今回調達する資金のうち約10万円をそれらの研究開発費(人件費及び外注費)に追加で充当する予定であります。

再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業におきましては、平成26年6月及び9月に、九州電力が地熱発電所を展開している鹿児島県指宿市におきまして、パイナリー発電に使用する2つの源泉の使用権及び発電機を設置する2箇所の土地を取得いたしました。現在、これらの土地におきまして、平成27年初頭の運転開始を目指して、平成26年9月から発電能力260kWの発電所の建設準備（整地及び源泉の拡張・再掘削）を開始いたしました。また、平成26年9月25日に当社の親会社である株式会社リゾート&メディカルより216百万円の資金の借入を行い、平成26年10月1日に260kWの発電機2台を追加発注し、発電所の能力増強を図ることいたしました。この結果、平成27年5月頃には、260kWの発電機3台が稼動し、合計で780kWの発電所となる計画であります。当社が使用権もしくは所有権を保有する2つの源泉・土地には、780kWの発電所を建設した後も、源泉の発電能力及び発電所建設のための余裕がありますので、今回調達する資金のうち約1,500百万円を充当して、450kWの発電機を3台導入し、合計1,350kWの能力増強を図る計画であります。

ヘルスケア事業

- 1 先端医療関連事業分野におきましては、平成26年8月以降、韓国の遺伝子工学のバイオ企業である ToolGen Inc.社（以下、「ToolGen」）との血友病Aの遺伝子治療に係る共同研究、国立大学法人東京大学（以下、「東大」）及び学校法人自治医科大学（以下、「自治医大」）との筋萎縮性側索硬化症（以下、「ALS」）に対する遺伝子治療の前臨床研究を行うことを決定しております。また、その他にパーキンソン病、及び、アルツハイマー病に対する遺伝子治療の臨床試験を開始することと致しました。ALSに関しましては、前回増資により調達した資金のうち約100百万円を投じて前臨床試験（大型動物を使用した安全性試験、平成27年1月サルに投与予定、同タイプのウイルスベクターは既にアルツハイマー病の前臨床でサルに投与済みであり、当社では本件安全性試験のクリアは可能性が極めて高いと判断しております）を実施することによりヒトでの臨床試験の申請を確実なものとし、今回調達する資金のうち約140百万円（パキユロ法によるウイルスベクター大量製造方法確立及び製造のための費用120百万円を含む）を充当して第1相臨床試験（平成28年4月開始予定）及び先進医療B制度を活用した第2相臨床試験（有償・平成29年10月開始予定）を実施する予定であります。また、パーキンソン病に関しましては、前回増資により調達した資金のうち約150百万円を投じて第1相臨床試験（現在、厚生労働省内の専門委員会にて審議中、2007年実施の臨床試験の再現試験なので、当社ではこの臨床試験のクリアも可能性が高いと判断しております）を実施予定であり、これによって先進医療B制度を活用した第2相臨床試験（有償・平成29年7月開始予定）の申請に目処が着く計画であります。この第2相試験に今回調達する資金のうち約150百万円（パキユロ法によるウイルスベクター大量製造方法確立及び製造のための費用120百万円を含む）を充当する予定であります。アルツハイマー病に関しては、現在実施中の前臨床試験の解析（平成27年4月）に500万円、第1・2相臨床試験（第1相臨床試験・平成28年4月開始予定、第2相臨床試験・有償・平成29年10月開始予定）に140百万円（パキユロ法によるウイルスベクター大量製造方法確立及び製造のための費用120百万円を含む）を充当する予定です。

また、ToolGenとの血友病Aに関する共同研究及び遺伝子ベクターに係る共同研究に約200百万円を充当する予定であります。ALS及びパーキンソン病のいずれの場合も、第2相試験は先端医療制度を活用した有償臨床試験とする計画であります。この第2相試験では、より多くの症例に対応できるように遺伝子治療センター及び生産・研究施設を設置する計画であり、その建設資金として約160百万円を充当する予定であります。また、第3相試験では、モニタリング・生物統計などの作業を外注する予定で、現時点では合計で240百万円程度を見込んでおります。

当社はこれらの共同研究及び臨床研究を通して、遺伝子導入製剤の薬事承認を取得し、遺伝子治療センター及び遺伝子導入製剤の生産施設等の設置を検討し、遺伝子導入製剤の（製造）販売を担っていく計画であります。これらの共同研究案件は、一般的な医薬品開発案件とは大きく異なります。遺伝子治療という新しい分野に取り組み、イノベーションの度合いが大きいため、開発途中で導出することなく、遺伝子治療の実施体制を自ら確立し、結果として高い収益性を実現していく予定であります。

- 2 医薬品・サプリメント事業分野においては、独自の商品開発を進めており、現在、いくつかの商品は最終処方決定し社内テストを実施中であり、今後は、機能性安全試験を経て平成26年中に2種類程度、平成27年前半に3種類程度のサプリメント販売を開始する予定であります。前回増資で調達した資金のうち約450百万円は平成26年中に販売を開始する予定の商品の初期在庫費用や広告宣伝費などの運転資金に充当し、今回調達する資金のうち290百万円を平成27年に販売を開始する製品の初期在庫費用や広告宣伝費などの運転資金に充当する予定であります。

- 3 調剤薬局分野におきましては、現在、2店舗の開設準備を進めており、第1店舗は平成26年12月、第2店舗は平成27年1月ないし2月に開業予定であります。この2店舗の開設資金には、現時点までに前回増資で調達した約200百万円を充当しておりますが、今回調達する資金のうち950百万円を投じて、さらに6店舗程度の仙真堂薬局の開設を計画しております。

借入金返済

当社は、平成26年9月24日にバイナリー発電設備取得のための資金調達手段として、大株主の株式会社リゾート&メディカル(以下、「R&M社」という)との間で契約金額750百万円のコミットメントライン契約を締結し、その契約に基づき、平成26年9月25日にバイナリー発電機2機の取得費用として216百万円の借入を実行、平成26年10月1日にバイナリー発電機2台の購入契約を締結いたしました。また、発電機本体以外の発電設備(熱交換器等)の購入契約を平成26年10月31日に締結し、同日R&M社から152百万円の借入を実行、代金の一部の支払いを実行いたしました。また、本新株予約権が発行される予定の平成26年12月26日より早い期日に、この発電機以外の発電設備の残金として409百万円の支払いを予定しておりますが、この支払いにはコミットメントライン契約に基づきR&M社から借入を実行し、その資金を充当する計画を有しております。しかしながら、このR&M社からの借入金は有利子負債であるために、収益性強化及び財務体質改善の観点から、本新株予約権の行使により調達した資金を借入金の返済に充当いたします。

なお、当社は平成25年11月8日に新株式発行及び新株予約権の発行による増資を決議し、また、平成26年8月1日に新株式発行による増資を決議いたしました。本有価証券届出書提出日現在(平成26年11月5日)、これらの増資によって調達した資金の状況は以下のようになります。

()平成25年11月8日に決議した増資の状況

当社は、平成25年11月8日に第三者割当による新株式及び新株予約権発行決議を行い、平成25年12月25日に差引手取額約175百万円の増資を実施いたしました。また、差引手取額約296百万円の新株予約権を発行し、平成26年3月31日までに新株予約権5,263個の内、5,263個全てが行使され、差引手取額約296百万円の増資を実施いたしました。新株式発行による差引手取額と合算して差引手取額約471百万円の増資であります。

新株式発行による調達資金の状況

具体的な使途	調達金額 (百万円)	既充当金額 (百万円)	未充当金額 (百万円)
IT事業及び環境事業における運転資金(人件費・販管費)	20	20	0
未払い金・預かり金返済	50	50	0
環境事業におけるビル・建物管理に特化したCRMシステムの開発及び構築費用	10	3	7
再生可能エネルギー事業における運転資金	40	40	0
ヘルスケア事業における運転資金	30	30	0
単元株採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等	25	1	24
合計金額	175	144	31

この増資のうち新株式発行により調達した資金175百万円は、既存事業であるIT関連事業と環境事業の運転資金に約20百万円、未払金・預り金の返済に約50百万円、環境事業におけるCRMシステムの開発に約3百万円、再生可能エネルギー事業の運転資金に40百万円、ヘルスケア事業運転資金に約30百万円、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及びその手数料等に1百万円、合計約144百万円を充当し、収益基盤の強化を進めております。残金約31百万円につきましては、計画通りに環境事業及びヘルスケア事業への投資、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及びその手数料等に充当する予定であります。

新株予約権発行及び行使による調達資金の状況

具体的な使途	調達金額 (百万円)	既充当金額 (百万円)	未充当金額 (百万円)
IT事業における事業拡大費用	50	20	30
環境事業における事業拡大費用	30	5	25
再生可能エネルギー事業における運転資金 (このうち80百万円は平成26年7月11日に公表いたしましたとおり発電所に係る設備投資資金に使途を変更しております)	100	86	14
ヘルスケア事業における運転資金	116	50	66
合計金額	296	161	135

平成26年3月31日までに新株予約権の行使により調達した資金296百万円は、IT関連事業における事業拡大費用に約20百万円の投資を行い、収益力の強化と今後の収益確保のための新製品を市場に投入しております。また環境事業の事業拡大費用に5百万円、再生可能エネルギー事業の運転資金に6百万円、設備投資資金に80百万円、ヘルスケア事業の運転資金に50百万円を充当いたしました。残金約135百万円につきましては、計画通りにIT関連事業、環境事業、再生可能エネルギー事業、ヘルスケア事業へ投資する予定であります。

平成25年11月8日に決議した増資により調達した資金を充当して、IT関連事業におきましては、平成26年3月にクラウドサービス上のサーバを容易に管理することができる新製品Turbolinux Appliance Server 4.0の販売を開始いたしました。再生可能エネルギー事業におきましては、平成26年2月4日に日本地熱発電株式会社を設立、平成26年6月には地熱・温泉バイナリー発電を行うための発電用地を取得いたしました。ヘルスケア事業におきましては、平成26年5月16日に株式会社遺伝子治療研究所を設立し、東大、自治医大等とALSなどの難病疾患に対する遺伝子治療の共同研究を開始しております。また、平成26年7月31日には、調剤薬局事業を営む株式会社仙真堂を設立いたしました。同社は平成26年中に調剤薬局を開業するべく準備を進めております。

これらの新規事業の開始及び既存事業における新製品の投入は、当社が重要課題として掲げている「顧客基盤の拡大」「成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用」に取り組むための土台となり、成長戦略の実現に向けて邁進しております。

()平成26年8月1日に決議した増資の状況
新株式発行による調達資金の状況

具体的な使途	調達金額 (百万円)	既充当金額 (百万円)	未充当金額 (百万円)
IT事業における研究開発費	30	10	20
環境事業における運転資金	20	5	15
再生可能エネルギー事業における設備投資資金	440	420	20
ヘルスケア事業	367	212	145
1. 先端医療関連事業分野における研究開発費	35	12	23
2. 医薬品・サプリメント事業分野における運転資金	45	0	45
3. 調剤薬局事業分野における店舗開発費用	287	200	87
合計金額	857	647	210

当社は、平成26年8月1日に第三者割当による新株式発行決議を行い、平成26年8月18日に差引手取額約857百万円の増資を実施いたしました。この増資により調達した資金は、IT事業における研究開発費として約10百万円、環境事業における運転資金として約5百万円、再生可能エネルギー事業に420百万円(発電所用地購入に80百万円、出力260kW発電設備一式の購入代金として340百万円)、ヘルスケア事業の先端医療関連事業分野において研究開発費用として約12百万円、調剤薬局事業分野で店舗開発費用として200百万円を充当いたしました。残金約210百万円につきましては、計画通りにIT関連事業、再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業への投資、環境事業の運転資金に充当する予定であります。

平成25年11月8日並びに平成26年8月1日に決議した増資において調達した資金の支出予定時期は終了してはおりませんが、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金で、地熱・温泉バイナリー発電所拡充のための設備投資、調剤薬局のさらなる開設、先端医療関連事業分野における医療センターの建設など、当社の成長戦略を実現し、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	EVO FUND
本店の所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands
代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム
資本金	1米ドル
事業の内容	ファンド運用
大株主及び所有比率	EVO Feeder Fund (100%)

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります早期黒字化の実現に向け、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、前期まで8期連続営業赤字という当社の業績及び継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況がある中、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、平成26年9月に当社が以前から交流のあったEVOLUTION JAPAN株式会社（東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号 代表取締役会長兼社長 ジョン・フー）の代表取締役会長兼社長であるジョン・フー氏からEVOLUTION総研株式会社（東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）の代表取締役であるショーン・ローソン氏をご紹介いただきました。ローソン氏には当社の現状及び資金調達を含む今後の事業計画をご理解いただいたうえで、EVO FUND代表取締役のマイケル・ラーチ氏をご紹介いただきました。ラーチ氏には当社の現状や資金調達の目的、事業方針をご理解頂き、新株予約権の第三者割当であれば当社の資金調達にご協力いただくとのお申し出を頂きました。当社ではこのお申し出を十分に検討いたしました。安定的な黒字体質を構築するためには設備投資等の資金が必要である一方、新株予約権の第三者割当以外の手段による資金調達が難しいことから、新株予約権を第三者割当にてEVO FUNDに割当てることといたしました。

なお、EVOLUTION JAPAN株式会社とEVOLUTION総研株式会社の間には資本関係はありませんが、両社はケイマンにあるTiger Holdings Ltd.社という同一の親会社を有しております。また、EVOLUTION JAPAN株式会社の代表取締役であるジョン・フー氏がEVOLUTION総研の取締役を兼務しており、EVOLUTION総研株式会社の代表取締役であるショーン・ローソン氏がEVOLUTION JAPAN株式会社の社外取締役を兼務しております。

EVO FUNDとEVOLUTION JAPAN株式会社の間には資本関係及び取引関係はありませんが、EVO FUND取締役のマイケル・ラーチ氏がEVOLUTION JAPAN株式会社の取締役を兼務しております。EVO FUNDとEVOLUTION総研株式会社の間には、資本関係及び人的関係はありませんが、EVOLUTION総研株式会社はEVO FUNDに投資先を紹介する事業を営んでおります。

なお、割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社TMR（所在地：東京都千代田区神田錦町3番15号）に、反社会的勢力との関係の有無、犯罪歴、反社会的事項の有無に関する調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先である、EVO FUNDには反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと、犯罪歴の無いこと、反社会的事項の無いことの回答を得ております。

d．割り当てようとする株式の数

EVO FUNDに割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は34,000,000株であります。

e．株券等の保有方針

当社は割当予定先より、本新株予約権の取得はキャピタルゲインの獲得を目的とするため、ある水準のキャピタルゲインが得られる場合には新株予約権を行使し、行使によって入手した当社株式を市場で売却するとの説明を口頭で受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金4,189百万円について、プライム・ブローカー（割当先の資産を預かり信用供与や決済を行う金融機関）が発行した40百万ドル（本有価証券届出書提出日現在の為替レート〔みずほ銀行公表の仲値である113.73円／ドル〕で換算すると約4,549百万円）の残高証明書を割当予定先より受領し、確認しております。今後為替レートの変動により全新株予約権を行使するためには資金が不足するリスクも存在しますが、割当予定先の本新株予約権の保有方針は純投資であり、今後、為替レートの変動がある場合にも、40百万ドル以内の金額で新株予約権を行使し市場で売却することを繰り返すことの確約書を割当予定先から受領しており、新株予約権の全数行使が可能と考えております。なお、払込資金に関しては自己資金である旨の確約書を受領しております。

g．割当予定先の実態

当社は、EVO FUNDが反社会的勢力との関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。この確認書とは別に、当社においても第三者の信用調査機関である株式会社TMR（所在地：東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治）に、EVO FUNDの犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、EVO FUNDには犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことの回答を得ております。当社といたしましては、EVO FUNDが暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡に関しては、当社取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額につきましては、当社及び割当先からは独立した第三者であります東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1-11-28、代表取締役・能勢元、以下「価値算定会社」という。）に算定を依頼し、第15回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、第三者算定機関は下記の基礎数値を算定いたしました。また、割当先の行使に関して前提となる算定基準は、1日あたり8,692株を目安とし徐々に行使されることとしております。

- ・株価（平成26年11月4日の終値） 122円
- ・権利行使価格 122円
- ・ボラリティリティ 71.15%（平成23年10月～平成26年10月の月次株価を利用し年率換算して算出）
- ・権利行使期間 平成27年1月5日～平成30年1月4日
- ・リスクフリーレート 0.035%（平成29年12月20日償還の国債レート（日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債108(5)）
- ・配当率（直近の配当実績を参考） 0%

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を踏まえて、当社はその前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから、算定価格以上の発行価額であれば有利発行に当たらないと判断し、第15回新株予約権1個の払込金額を金122,000円といたしました。行使価格につきましては、本新株予約権発行に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成26年11月4日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である1株122円といたしました。本新株予約権の行使価格決定にあたり取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社が平成26年8月12日に開示いたしました平成26年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕〔連結〕の公表後に形成された株価であり、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、当社の全監査役から、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます」という意見書を受領しております。

本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものの、新株予約権が行使された場合には大幅な希薄化になることから、平成26年12月25日に開催予定の臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は34,000,000株であり、平成26年8月31日現在の当社発行済株式総数39,890,380株に対して85.23%（議決権総数397,382個に対しては85.56%）となります。また平成26年8月18日にR&M社等を割当先とする第三者割当（以下「前回第三者割当増資」という。）により発行した当社普通株式6,389,500株との合計数は40,389,500株となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である33,500,880株に対して120.56%となります。これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的である再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業分野での設備投資は、継続的安定的な収益基盤の強化に欠かせない投資であり、その投資は当社の企業価値を向上させることとなり、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権に係る潜在株式数は34,000,000株、議決権個数は340,000個であり、平成26年8月31日現在の当社発行済株式総数39,890,380株に対して85.23%、同日現在の議決権総数397,382個に対しては85.56%となります。また前回第三者割当増資により発行した当社普通株式6,389,500株との合計数は40,389,500株となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である33,500,880株に対して120.56%となります。このことから、本第三者割当による新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23 6)」に該当する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	-	-	34,000,000	46.10%
株式会社リゾート&メディカル	東京都千代田区紀尾井町4-1	19,469,800	48.99%	19,469,800	26.40%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,237,400	3.11%	1,237,400	1.67%
須田 忠雄	群馬県桐生市	735,200	1.85%	735,200	0.99%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	719,700	1.81%	719,700	0.97%
山田 至人	東京都大田区	712,000	1.79%	712,000	0.96%
清水 啓之	神奈川県横浜市	267,800	0.67%	267,800	0.36%
株式会社一や	高知県高知市帯屋町1丁目1018	250,000	0.62%	250,000	0.33%
MSCO CUSTOMER SECURITIES 常任代理人モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目97	236,000	0.59%	236,000	0.32%
小川 幸雄	愛知県一宮市	236,000	0.59%	236,000	0.32%
計		23,863,900	59.82%	57,863,900	78.47%

- (注) 1. 議決権比率は小数第3位以下を切り捨てて表記しています。
2. 募集前の大株主構成及び議決権比率は、平成26年6月30日時点の株主名簿をもとに、平成26年8月18日の第三者割当増資による新株式発行を加味して作成しております。
3. 平成26年8月18日の第三者割当増資の割当先以外の株主の保有株式数は、平成26年6月30日より変更がないとの前提で計算したものであります。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年8月18日現在の発行済株式総数に、EVO FUNDに割当てる新株予約権の目的である株式の総数34,000,000株(議決権340,000個)を加えて算定しております。またEVO FUNDによる新株予約権の行使状況及びEVO FUNDが新株予約権行使により取得した株式を売却した場合には、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は変動いたします。
5. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後、割当予定先による新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権に係る潜在株式数は34,000,000株、議決権個数は340,000個であり、平成26年8月31日現在の当社発行済株式総数39,890,380株に対して85.23%、同日現在の議決権総数397,382個に対しては85.56%となります。これにより既存株主の皆様におかれましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、一株あたり純資産額、一株あたり予想当期純利益が低下する可能性があることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は平成18年12月期から平成25年12月期まで8期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、継続企業の前提に重要な疑義が生じております。こうした状況を早期に解消するために、当社は平成26年2月28日に公表いたしました中期経営計画に沿って、主力事業であるIT関連事業及

び環境事業の強化に加え、平成26年12月期に開始した再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業の収益化が急務であると考えております。再生可能エネルギー事業に関しましては、すでにバイナリー発電事業のための源泉及び発電所用地を確保しており、平成27年1月頃には260kWの発電機が稼働し、平成27年5月頃にはさらに520kWの発電機が稼働する予定であります。しかしながら、当社が安定的な黒字体質に転換するためにはこの発電規模では不足であり、さらなる設備増強が必要と判断しております。ヘルスケア事業に関しましては、当面の収益向上に向けて平成26年12月から平成27年2月にかけて、調剤薬局2店舗の開局を予定しております。しかしながら、当社が安定的な黒字体質に転換するためには2店舗では不足であり、さらなる調剤薬局の開局が必要と判断しております。また、中長期的に当社の収益に大きく貢献すると考えている先端医療関連事業分野におきましては、研究開発投資や治験外注費を投じることで遺伝子治療の実用化を計画しており、医療センター・生産施設の建設は、遺伝子治療の収益性を高めるものと考えております。

当社取締役会では、以上の状況を総合的に勘案し、本第三者割当は大規模な希薄化が生じることとなるものの、その資金使途を鑑みると、中長期的には、既存株主様の保有する株式の経済的価値を向上させるものであると判断し、本第三者割当の規模は合理的であるとの判断をいたしました。

本新株予約権の行使により発行される株式数は34,000,000株であり、本届出書提出日現在(平成26年11月5日)の当社の発行済株式数39,890,380株の85.23%に相当するため、行使によって発行される株式が一時期に大量に市場に放出された場合には、株価が下落するリスクが存在します。一方、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の出来高は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの1年間の平均で1日当たり約1,242千株(平成25年12月26日に実施した株式分割の影響は調整済)であり、本新株予約権の行使により発行される34,000,000株は約27営業日分の出来高に相当し、新株予約権1個の行使により発行される株式数は100,000株であり、上記、一日平均の出来高の8%に相当いたします。また、割当予定先は本新株予約権を有償で入手する一方、本新株予約権の入手の目的は、これを行使して入手した株式を市場で売却しキャピタルゲインを獲得することであり、割当予定先自身の株式売却により株価を新株予約権の行使価格以下に下落させることは合理的ではないと考えております。以上のことを総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行が、株価(本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催前日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の株価終値)を下落させる要因となるリスクは低いと判断いたしました。

本第三者割当により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じる可能性があることから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条の定めによって、独立第三者からの意見入手、または株主の意思確認手続きが必要であります。当社は本第三者割当による新株予約権発行の決議を行う前に、独立第三者たる坂朋法律事務所・坂本朋博弁護士、北浜法律事務所・生田美弥弁護士、当社社外監査役・菅谷幸彦弁護士の三名を委員とする第三者委員会に対して、本第三者割当の必要性及び相当性についてのご意見を求めました。その結果、本第三者割当の必要性に関して、第三者委員会からは、当社グループが8期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローが赤字という状況及び継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには収益性の改善を図ることは急務であり、各事業において生じている資金需要を満たし安定した収益基盤を確保することが中長期的には既存株主の利益に繋がることから、本件募集の実行にはその必要性が認められるとのご判断をいただきました。本件募集の適法性に関しましては、当社と取引のない東京フィナンシャル・アドバイザーズが、合理的な前提条件のもと、一般的なオプション評価算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した新株予約権の公正な価値を上回る払込価格で新株予約権を発行することから有利発行には該当せず、また、このほかの点に関しても本資金調達著しく不公正な方法によって行われたと推察させる事情は見当たらず、本件募集は適法であるとのご判断を頂きました。第三者割当による新株予約権の発行を選択したことの相当性に関しましては、当社の現状の業績から間接金融による資金調達や、公募及びライツ・オフリングによる資金調達は極めて厳しい状況にあり、当社の資金需要を満たす資金調達方法は第三者割当による新株予約権の発行以外に適切な方法はないとのご判断を頂きました。本新株予約権発行の規模の相当性に関しましては、当社の財務状況、経営環境に照らし、本件募集を実施する高度の必要性・効果が認められるのであり、当社の支配権に異動が生じる可能性はあるものの、割当予定先は当社の経営に参加する意思がないという事情も考慮すれば、本件募集による発行数量及び希薄化の規模は、当社の少数株主にとっても一定の合理性があると認められるとのご判断を頂きました。本新株予約権の引受先選定の相当性に関しましては、本件募集の目的を達成するという観点から、引受先選定も適切になされた相当なものであるとのご判断を頂きました。本新株予約権の発行条件の相当性に関しましては、本新株予約権に付与されている取得条項は新株予約権の公正価値を引き下げる効果を有するものではあるものの、その目的はこれら新株予約権の行使の促進にあり、当社の資金調達の必要性に照らせば、かかる条件を付与することは不合理とはいえず、本件募集の条件については相当性が認められるとのご判断を頂きました。

また、当社は平成26年12月25日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による新株予約権の発行に関して、株主の皆様の特例決議による承認を得ることを前提として、本新株予約権の発行を、平成26年11月5日の取締役会で決議いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権に係る潜在株式数は34,000,000株、議決権個数は340,000個であり、平成26年8月31日現在の当社発行済株式総数39,890,380株に対して85.23%、同日現在の議決権総数397,382個に対しては85.56%となります。また、前回第三者割当増資により発行した当社普通株式6,389,500株との合計数は40,389,500株となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である33,500,880株に対して120.56%となります。このことから、本第三者割当による新株予約権の発行は、25%以上の大幅な希薄化が生じる可能性があり、東京証券取引所有価証券上場規程第432条の定めによって、独立第三者からの意見入手、または株主の意思確認手続きが必要であります。また当社監査役会からも、本新株予約権の発行は極めて大きな希薄化を伴う恐れがあると判断するため、今回の増資に関しては独立第三者からの意見入手及び株主の承認を得ることが必要であるとの意見を受領しております。

以上の状況を受け、当社は平成26年11月5日開催の取締役会において、本新株予約権の発行に関して討議いたしました。その結果、収益基盤の強化による黒字体質への転換には資金調達は不可欠であり、黒字体質への転換は既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、当社は独立第三者からの意見を入手した上で、平成26年12月25日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による新株予約権の発行に関する議案が特別決議によって承認されることを前提に、本第三者割当の実施を決議いたしました。

(3) 新株予約権の第三者割当による資金調達を選択した理由

現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、前期まで8期連続営業赤字という当社の業績及び継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況がある中、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達やライツ・オファリングも検討してまいりましたが、いずれの方法も8期連続営業赤字という当社の現状の業績では実施が難しいと判断いたしました。こうした中、第三者割当にて資金を調達するべく割当先と交渉してまいりましたが、8期連続での営業赤字及び営業キャッシュ・フローの赤字計上により、継続企業の前提に関する重大な疑義を生じさせるような状況が存在していること、当社が必要とする調達金額の規模、割当先のリスク、希薄化リスクなどを総合的に勘案した結果、新株予約権の発行を行うことといたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第20期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出日(平成26年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年11月5日)までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年3月1日～ 平成26年7月31日 (注1)	3,508,000	33,500,880	52,576	327,470	52,576	307,470
平成26年8月18日 (注2)	6,389,500	39,890,380	434,486	761,956	434,486	741,956

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」である有価証券報告書(第20期)及び四半期報告書(第21期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年11月5日)までの間において生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もございません。

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月5日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年3月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年3月27日開催のという社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、森蔭政幸、浅井克仁、関塚聖一の3氏を選任する。

(第2号議案に対する修正動議)

本議案については、関塚聖一に代えて成瀬岳史を取締役候補者とし、取締役として、森蔭政幸、浅井克仁、成瀬岳史の3氏を選任する旨の修正動議を、当社取締役会から提出いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、飯富康生、菅谷幸彦の2氏を選任する。

(3) 決議事項の内容

議決権を有する株主数 6,689名

議決権個数 1,675,044個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	896,775	1,311	0	4	(注)2	可決(99.85%)
第2号議案						
森蔭 政幸	895,955	2,135	0	0	(注)3	可決(99.76%)
浅井 克仁	895,919	2,171	0	0	(注)3	可決(99.75%)
関塚 聖一					(注)4	
成瀬 岳史	701,800 (注)5	156,568 (注)5	2,128 (注)5	0 (注)5	(注)3	可決(81.55%)
第3号議案						
飯富 康生	895,952	2,138	0		(注)3	可決(99.76%)
菅谷 幸彦	895,967	2,123	0		(注)3	可決(98.76%)

- (注) 1. 賛成割合は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 第2号議案については、取締役候補者である関塚聖一に代えて成瀬岳史とし、取締役として森蔭政幸、浅井克仁、成瀬岳史を選任する旨の修正動議が、会社法上適法な決議として成立しましたので、原案に含まれる取締役候補者関塚聖一の選任に関する議決権数は集計しておりません。
5. 委任状による出席を含む当日出席した株主のうち賛成の確認ができた議決権数であります。なお、議決権行使書面に「賛」の表示があったものは反対として、また「否」の表示があったものは棄権として、それぞれ取り扱っております。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち、各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成26年5月16日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社遺伝子治療研究所
住所	栃木県宇都宮市鶴田二丁目17番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 浅井 克仁
資本金	30,000千円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の経営及び運営に関する業務 ・医療分野における研究・開発及び臨床応用、研究受託 ・先端医療技術の研究・開発及び細胞加工等の細胞医療支援事業 ・バイオテクノロジー研究開発及び同支援事業 ・特許ライセンス取得・管理・売買及び技術指導の仲介事業

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
所有議決権の数	- 個	380個
総株主等の議決権に対する割合	- %	63%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当該子会社の資本金の額が当社資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 設立 平成26年 5月16日

(平成26年 7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社仙真堂
住所	東京都台東区蔵前三丁目 6 番 7 号
代表者の氏名	代表取締役社長 浅井 克仁
資本金	30,000千円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局、薬店、ドラッグストアの経営、用地開発業務、営業権の売買に関する業務 ・ 医薬品、医薬部外品、毒物・劇物、工業薬品、農薬、医療機器、衛生用具、健康用器具、介護用品、介護用具、動物用医薬品、日用品雑貨、家庭用雑貨、育児用品、健康食品、サプリメント、スキンケア・ヘアケア商品、化粧品等の研究開発、製造、販売及び輸出入 ・ 医療器具及び医療施設のリース並びに開業支援 ・ 医療、医薬品研究開発に関する情報の収集及び提供 ・ 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介 ・ 飲食店の経営及び運営の受託業務

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
所有議決権の数	- 個	600個
総株主等の議決権に対する割合	- %	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当該子会社の資本金の額が当社資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 設立 平成26年 7月31日(予定)

(平成26年9月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年9月24日開催の当社取締役会において親会社の異動に関する決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社リゾート&メディカル
住所 : 東京都千代田区紀尾井町4番1号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 板橋 光一
資本金 : 88百万円
事業の内容 : 有価証券投資事業、不動産投資事業、コンサルティング事業、リゾート事業

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数 : 異動前194,698個、異動後194,698個
総株主等の議決権に対する割合 : 異動前48.99%、異動後48.99%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

株式会社リゾート&メディカルは、当社の株式19,469,800株(総株主等の議決権に対する割合48.99%)を保有する大株主でありましたが、平成26年9月24日開催の当社取締役会において、株式会社リゾート&メディカルを貸付人とするコミットメントライン契約(契約金額750百万円)の締結を決議し、同日、同契約に基づき216百万円の借入を行いました。この結果、株式会社リゾート&メディカルは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び同条第4項第2号に定める当社の親会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成26年9月24日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第2四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月28日

ターボリナックスHD株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックスHD株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックスHD株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが8期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年11月8日開催の取締役会決議及び平成25年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年1月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年1月30日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成26年2月4日に設立している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第14回新株予約権について権利行使があった。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ターボリナックスHD株式会社の平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ターボリナックスHD株式会社が平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月28日

ターボリナックスHD株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックスHD株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックスHD株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生が8期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年11月8日開催の取締役会決議及び平成25年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年1月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年1月30日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成26年2月4日に設立している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、第14回新株予約権について権利行使があった。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

株式会社ジオネクスト

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクスト(旧社名:ターボリナックスHD株式会社)の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジオネクスト(旧社名:ターボリナックスHD株式会社)及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが8期継続しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失43,694千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス93,756千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年7月22日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年8月1日開催の取締役会において、新株式の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。